

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成19年 6月1日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：10件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	主蒸気逃し安全弁・逃し弁機能検査（M1再1）の検査実施成績書内の実施責任者サイン項目箇所の一部に記載漏れが認められたため、当該箇所を記載及び対応検討	C	
2	1号機	原子炉再循環装置M・Gセット室局所空調機（2台）のドレンパンにおいて、腐食が認められたため、当該部を点検・修理	D	
3	3号機	循環水ポンプ（A・B）のグランド排水配管において、詰まりが認められたため、当該配管を点検・清掃	D	
4	4号機	非常用ディーゼル発電機（A）室ストームドレンサンプピットにおいて、「水位低」警報設定値以下の水位低下事象が認められたため、当該サンプ設備を点検・調査	C	
5	5号機	放射性廃棄物処理系廃液収集ポンプの軸封部において、グランドパッキンの締め代の減少が認められたため、当該パッキンを交換	対象外	
6	6号機	原子炉冷却材浄化系・廃ろ材受けタンクベントフィルタ差圧計計器入口弁（高圧側）において、シートリークが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
7	6号機	廃棄物処理系濃縮廃液ポンプ（A）の吐出圧力計において、ガラス、カバー及びパッキンの破損が認められたため、当該計器の部品を交換	D	
8	集中環境施設	廃棄物処理系機器ドレン処理設備・補助ろ過器の上蓋フランジ部において、廃液のにじみ跡が認められたため、当該フランジ部を点検・修理	D	
9	集中環境施設	高温焼却炉設備建屋内、機械設備制御盤の非常停止ボタン用プラスチックカバーの一部に破損が認められたため、当該カバーを点検・修理	D	
10	その他	使用済燃料輸送容器保管設備の天井クレーン補巻上用電動機の点検時、軸径寸法（ジャーナル部）の管理値外れが認められたため、当該軸を修理	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画外の原子炉停止</li> <li>・発電所外への放射性物質の漏えい</li> <li>・非常用炉心冷却系の作動</li> <li>・火災の発生 など</li> </ul>
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安全上重要な機器等の軽度な故障（技術基準に適合する場合）</li> <li>・管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい</li> <li>・原子炉等への異物の混入 など</li> </ul>
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化</li> <li>・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障</li> <li>・主要パラメータの緩やかな変化</li> <li>・人の負傷または病気の発生 など</li> </ul>
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日常小修理 など</li> </ul>

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

\* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象  
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 保安規定に関わる不適合事象  
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象  
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで